

# 綾部市委託事業

## 令和7年度空き店舗活用支援事業のご案内

綾部商工会議所では、中心市街地のにぎわいづくりと商店街の活性化を支援するため、中心市街地における空き店舗を賃貸・購入し集客施設として活用して事業を行う場合に、その店舗への出店者に対して賃借料等の一部を助成しています。

### 【申請対象者】

下記(1)(2)(3)のすべてに該当する方、及び(4)の条件を守れる方

#### (1) 次のいずれかに該当する方

個人事業者、法人、任意商店会、商業振興組合、事業協同組合および任意団体

#### (2) 対象地域の空き店舗へ集客施設を出店する方

対象地域: 住所地在綾部市立地適正化計画に定める都市機能向上エリア内、または都市機能向上エリア境界線の道路に面する物件であること ※別紙①参照

空き店舗: 今回の営業の直前に、別の商業目的で使われていた物件

対象施設: 集客施設(小売業、サービス業、飲食業など)

※事務所や倉庫、工場などの用途とする場合は対象外

#### (3) 次の全てに該当する方

- ・食品衛生法、建築基準法等の関係法令に違反していないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の適用を受ける事業所でないこと
- ・暴力団員等の統制の下にないこと
- ・公序良俗に反する営業をしないものであること
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと
- ・原則として対象施設の契約前であること
- ・対象地域内からの移転ではないこと
- ・空き店舗所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にするものでないこと
- ・空き店舗所有者と2親等以内の親族でないこと  
(法人所有の場合、法人の役員及び株主全員が2親等以内の親族でないこと)
- ・空き店舗所有者と雇用関係にないこと
- ・過去に本補助金を利用したことがないこと

#### (4) 交付条件

- ・**出店後、同店舗で2年以上事業を継続すること**
- ・地元商工関係団体(無い場合は綾部商工会議所)に加入すること
- ・空き店舗の入居にあたり、家主、仲介不動産業者、地元自治会、商店街などと調和を図り、問題が生じた際には誠実に対応すること
- ・空き店舗を事業計画にない目的で転貸しないこと
- ・綾部商工会議所の求めに対し、事業収支等の実績報告を行うこと

※上記(1)～(4)に虚偽・不正があった場合、補助金を返還していただく場合があります。

### 【問合せ先】

綾部商工会議所 中小企業相談課

<住所> 〒623-0016

京都府綾部市西町1丁目 50-1 I・Tビル 4F

<電話> 0773-42-0701 <FAX> 0773-42-2777

<メール> soudan@ayabe-cci.jp

## 【補助対象経費及び補助率等】

### (A) 賃貸の場合

	補助率	補助上限額	期間等	備考
① 賃借料(家賃)	50%	月 40,000 円	賃貸開始日の属する月から、最大 2 年間	1 月に満たない部分は日割
② 礼金 および仲介手数料	50%	150,000 円	新規 1 回のみ	保証料等は対象外
③ 商工関係団体会費(保証金は対象外)	100%	月 3,000 円	賃借料(家賃)と同じ期間(会費が発生していること)	既入会の場合 は対象外
④ 火災保険	100%	年 30,000 円	新規 1 回のみ	
⑤ 住居兼店舗分離工事費	50%	800,000 円	新規 1 回のみ 営業用付帯設備は対象外	(※1)

(※1)住居と店舗で共有されていたトイレや電気、ガス等の設備について、店舗専用のものを設置し、分離するための工事費

### (B) 物件購入の場合

	補助率	補助上限額	期間等	備考
① 商工関係団体会費(保証金は対象外)	100%	月 3,000 円	出店から最大 2 年間(会費が発生していること)	既入会の場合 は対象外
② 火災保険	100%	年 30,000 円	新規 1 回のみ	
③ 改修工事費	50%	1,000,000 円	新規 1 回のみ ・営業用付帯設備等は対象 ・備品は対象外です	(※2)

(※2)店舗として営業するために必要となる改修経費等

## 【補助金の申請方法】

◆申請受付 下記の書類を揃えて綾部商工会議所に提出してください。

<助成に関する申請書は、年度ごとに提出するものとする>

	新規	継続	備考
申請書	○	○	
事業契約書および経費明細書	○	○	
賃貸契約の条件に関する書類	○	—	賃貸の場合のみ
設備工事等見積書(明細付き)	○	—	分離・改修工事を行う場合のみ
確約書	○	—	
直近の決算書(貸借対照表、損益計算書)または個人事業主の収支内訳書	○	○	創業後、決算期末到来の場合は不要
法人の履歴事項全部証明書	法人のみ	—	
その他、綾部商工会議所が指示するもの	○	○	

※交付申請書等は、支援を受けている綾部商工会議所経営支援員にお申出ください。

### ◆申請時期

原則として対象施設の契約前に申請を行うこと

※新規申請のほか、各年度開始前に継続申請が必要です。

※予算上限に達し次第、受付を停止させていただきます。

### ◆書類審査

・提出された書類及び資格条件等を審査し、交付の可否を決定します。

・補助金は予算の範囲内で交付するため、希望金額のすべてに応じられない場合があります。

◆補助金の請求

領収証などの支払いを証明する書類の写しを添えて、請求書を提出してください。  
指定の口座に補助金を振り込みます。(補助金の前払いはできません。)

◆実績報告書の提出

貸借補助期間終了後14日以内、もしくは令和8年3月15日までに実績報告書を綾部商工会議所に提出してください。